

**「就学前のこどもの育ちに係る基本的な指針」
に関する有識者懇談会（第1回）
議事録**

内閣官房 こども家庭庁設立準備室

「就学前のこどもの育ちに係る基本的な指針」

に関する有識者懇談会

議 事 次 第

日時：令和4年7月12日(火)13:00~15:00

場所：中央合同庁舎第4号館4階共用第2特別会議室

1. 開会

2. 議事

- (1) 野田大臣御挨拶
- (2) 有識者懇談会の開催について
- (3) その他

3. 閉会

【資料】

- 資料1 「就学前のこどもの育ちに係る基本的な指針」に関する有識者懇談会の開催について（開催要領）
- 資料2 御議論いただく主な論点例について（未定稿）（事務局提出資料）

【参考資料集】

○北山参事官 事務局を務めております、内閣官房こども家庭庁設立準備室の北山と申します。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

1名の方が遅れていらっしゃいますが、定刻になりましたので、会議を開始させていただきたいと思います。

最初に、子ども政策担当大臣、野田大臣から一言御挨拶を申し上げます。

よろしくお願いいたします。

○野田大臣 皆様方には、本日は、大変御多忙の中、こうやって御参集いただきまして、誠にありがとうございます。担当大臣の野田聖子でございます。

会議の開催に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

皆様も御承知のとおり、去る6月15日、こども家庭庁設置法案等が可決成立しました。「こどもまんなか」という社会変革をしていくための司令塔機能、いわゆる器が来年4月に発足することとなりました。

また、こども政策を進めるに当たっての基本理念と推進体制が明確になりました。現在、来年4月からのこども家庭庁発足に向けた準備を進めているところであり、こども家庭庁の発足を待つことなく、今年度から検討できるものは順次進めてまいります。

今回皆様に御協力いただきます基本的な指針の策定に向けた作業も、その一つです。こども家庭庁は、就学前の全てのこどもの育ちの保障を担うこととしており、そのため、幼稚園、保育所、認定こども園に通うこどもたちはもとより、未就園のこどもも含めた全てのこどもの育ちを保障するため、施設、家庭、地域が行うべき基本的な事項を指針として閣議決定する予定です。この指針を、こども家庭庁発足後、速やかに策定するために、本懇談会において指針の素案を作成していただきたいと思いますと考えております。

指針においては、誰一人取り残すことなく、全てのこどもの健やかな育ちを保障するため、こどもの育ちを支える全ての大人が共有すべき内容とその手法に関して整理を行いたいと考えています。施設等で実際にこどもの対応をする方々はもとより、子育てに関する専門的な知見がない方々にも広く伝わるよう、分かりやすく実践していただけるような内容を整理していただくようお願い申し上げます。

この会議には、学識経験者、幼児教育・保育の施設の関係者、小児医学・家庭教育の専門家、地域における子育て支援に携わってこられた方々のほか、こどもの視点、子育て当事者の視点に立った政策立案がこども家庭庁の大切な理念の一つであることからして、子育ての当事者の方々にも加わっていただきました。皆様のかっ達な御議論を期待し、私からの挨拶に代えさせていただきます。

私は、正に今日この場がこども家庭庁だという思いでいます。「待つことなく」ではなくて、もう始まっていて、もうそれぞれが動き出していて、こちらの官僚サイドも、新しいメンバー、これまでのメンバー、みんなで総力を挙げて、新しいキャンパスにしっかりと全てのこどもが集まってくれるような、そんな皆さんの取組を心から期待します。もう既に皆さんはこども家庭庁の中にいるという意識を持って取り組んでいただきたい。こど

もが10人いたら、10人とも違います。育て方も10種類も20種類もあるのだと思うのですね。こどもの数だけ育て方は違うなと痛感することがあります。ダイバーシティ、多様な子どもたちを受けとめられる、そんな指針に向かって、皆様方が心を一つに頑張ってくださいますことを心からお願い申し上げまして、挨拶にいたします。

今日は、ありがとうございます。今後ともよろしく願いいたします。

○北山参事官 ありがとうございます。

大臣は、公務の関係上、ここで退席させていただきます。

(野田大臣退室)

○北山参事官 報道の方におかれましても、御退室をお願いいたします。

(報道関係者退室)

○北山参事官 私から、事務的、技術的な点について、御案内をお伝えいたします。

本日、対面とオンラインのハイブリッド形式で懇談会を行っております。

オンラインで御参加の各委員におかれましては、ハウリング防止のためにマイクをミュート設定にさせていただきますとともに、御発言いただく際には、参加者又は詳細ボタンから「手を挙げる」というボタンを押していただきまして、座長からの指名を受けて、ミュートを解除してお話しいただければと思います。また、この会議室で参加いただいている先生方に関しましては、お名前のプレートを立てていただきますとか、あるいは、挙手をお願いします。座長からの指名を受けて、お手元のマイクをオンにして御発言いただきますようお願い申し上げます。懇談会中のシステムの不具合等につきましては、オンライン参加の方は事務局宛てに Zoom 上でチャットメッセージをお送りいただきますようお願い申し上げます。会議室参加の皆様は、合図をいただけましたら事務局員が伺わせていただきます。

また、傍聴されている方におかれましては、大変恐縮ですが、録音、画面キャプチャー等を行わないようにということでお願い申し上げます。

それでは、資料を何種類かお手元にお届けしておりますが、その確認をさせていただければと思います。このクリップでとどめております「「就学前のこどもの育ちに係る基本的な指針」に関する有識者懇談会議事次第」の後ろに、資料1の開催要綱、資料2として御議論いただく主な論点例について、つけさせていただいております。これについて、簡単に御紹介を差し上げたいと思います。

まず、1枚目の「有識者懇談会の開催について」という資料1でございます。

最初に、この会議の趣旨でございますが、こども家庭庁が、先ほど大臣からの御挨拶にありましたように、去る6月15日に成立した設置法におきまして、小学校就学前のこどもの健やかな成長のための環境の確保及び小学校就学前のこどものある家庭における子育て支援に関する基本的な政策の企画・立案・推進を所掌することとなっております。また、昨年12月に閣議決定されましたこども家庭庁の設置に係る基本方針におきましては、こども家庭庁は就学前の全てのこどもの育ちの保障を担い、幼稚園、保育所、認定こども園、家

庭、地域を含めた政府内の取組を主導することとされまして、そのために就学前のこどもの育ちに係る基本的な指針を閣議決定により定めることとされております。これらの事務に関しまして、来年4月のこども家庭庁の発足の後、速やかに実施できるようにするため、この有識者懇談会において準備のための検討を進めていただければと考えております。

主な検討事項につきましては、この資料の2.にあるような事項を考えておりますが、これは後ほど資料2について御説明する中で詳しく説明させていただきます。

3. 会議の構成でございますけれども、(1)にありますように、別紙1の先生方により構成し、こども家庭庁設立準備室長の下に開催することとしております。(2)にあります座長につきましては、こども家庭庁設立準備室長の指名ということになりますが、これまでも就学前のこどもたちに関する教育・保育はもとより、子ども・子育て支援に関する政府の様々な会議で座長をお引き受けいただいております、学習院大学文学部の秋田喜代美先生にお願いさせていただきました。また、秋田先生からの御指名によりまして、玉川大学教育学部の大豆生田啓友先生に座長代理をお願いしておりますので、御承知おきいただきますようお願いいたします。座長、座長代理の職務につきましては、(3)にあるとおりでございます。また、(4)にありますように、必要に応じてヒアリング等で関係者に御参加いただくことも想定しております。

4. は、そこにあるとおりです。

5. 運営につきましては、議事及び資料、また、議事録は原則として公表する扱いとしつつ、それぞれ座長が特に必要と認める場合は公表しない扱いとすることも可能とさせていただきます。

以上、この懇談会の開催について御紹介を申し上げます。

それでは、ここからの進行は座長の秋田先生にお願いいたします。

よろしくお願いいたします。

○秋田座長 ありがとうございます。

改めまして、第1回「就学前のこどもの育ちに係る基本的な指針」に関する有識者懇談会を開始いたします。

今回は、対面・オンライン参加のハイブリッド形式で開催いたします。

皆様、お忙しい中、御参加いただきまして、誠にありがとうございます。

当懇談会の座長を拝命いたしましたので、最初に簡単に一言御挨拶させていただきたいと思っております。

こども家庭庁の設立も決まり、先ほど野田大臣からも「ここはこども家庭庁だ」というお話もございましたが、こども政策を貫くこども基本法も制定されました。これから、「こどもまんなか社会」という理念の具体化の議論が求められることとなりました。

本日お集まりの皆様は、就学前の全てのこどもの育ちの保障に向けて重要な役割を担われていると思っております。昨年関わらせていただきましたこども政策の推進に係る有識者会議でも議論されましたとおり、就学前のこどもの育ちは、こどもの健全な心身の発達を図り

つつ、生涯にわたる人格形成の基礎を培うことも重要な時期でございます。就学前の発達段階を通じてこどもの健やかな成長や安全の確保を図っていくことが求められており、全てのこどもを対象とした横串を通した議論が不可欠だと思っております。

保育所、幼稚園、認定こども園等の様々な施設での育ちはもちろん、社会全ての大人がよって立つべき「就学前のこどもの育ちに係る基本的な指針（仮称）」の素案の作成に向けて、幅広い観点での当事者や御専門家の委員の皆様のかっ達な御議論をお願いできればと考えておりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

まず、事務局より、資料の御説明をお願いいたします。

○北山参事官 ありがとうございます。

資料1につきましては、先ほど御紹介を差し上げましたとおりでございますが、1枚おめくりいただきまして、別紙1に委員一覧をつけさせていただいております。そちらを御覧いただけますでしょうか。御紹介させていただきたいと思っております。

今座長として御挨拶いただきました、学習院大学文学部教育学科教授の秋田喜代美委員でいらっしゃいます。

次に、あきやま子どもクリニック院長の秋山千枝子様でいらっしゃいます。お話しただかないと映らない感じですので、後ほど画面で御覧いただければと思います。

次に、東京都立大学健康福祉学部看護学科の安達久美子委員も、オンラインでの御参加になります。

先ほど御到着されました、障害児の母という形で肩書きを入れさせていただいておりますが、稲葉佳恵委員でいらっしゃいます。よろしくようお願いいたします。後ほど皆様に自己紹介も兼ねて御意見を頂こうと思っております。

次に、玉川大学教育学部乳幼児発達学科の教授でいらっしゃいます、大豆生田啓友先生、座長代理をお願いしております。

NPO 法人子育てひろば全国連絡協議会理事長の奥山千鶴子委員でいらっしゃいます。

学校法人柿沼学園理事長の柿沼平太郎委員でいらっしゃいます。

武蔵野東第一・第二幼稚園園長の加藤篤彦委員でいらっしゃいます。

認定 NPO 法人児童虐待防止全国ネットワークの理事でいらっしゃいます、高祖常子委員でいらっしゃいます。

社会福祉法人清隆厚生会こども園ひがしどおり理事長の坂崎隆浩委員でいらっしゃいます。

スリール株式会社代表取締役堀江敦子委員は、オンラインでの御参加となっております。

大阪府大東市教育長の水野達朗委員でいらっしゃいます。

京都大学大学院教育学部研究科教授の明和政子委員は、本日は御欠席となっておりますが、後ほど資料について御紹介させていただきたいと思っております。

最後になりますが、NPO 法人グリーンパパプロジェクト代表理事の吉田大樹委員でいらっしゃいます。

よろしくお願ひいたします。

資料の別紙1については、以上でございます。

次に、別紙2を御覧いただければと存じます。今後のスケジュール案について御紹介させていただきます。第1回が、本日になります。第2回以降は9月以降になりますが、ほぼ1か月に1度の頻度で開催させていただきまして、関係の先生方からのプレゼンテーションと意見交換を通じて御議論を深めていただければと思っております。その上で、年内には骨子案に基づく御議論を頂き、今年度の終わりの来年3月には指針の素案をおまとめいただければと考えております。その後、2023年4月以降には検討の場をこども家庭審議会に移して議論を行っていただくことを想定しているところでございます。

続いて、資料2について御説明申し上げます。事務局からの提出資料として、本懇談会における主な論点例を御紹介申し上げます。

資料1のこの懇談会の開催に係る趣旨の御紹介の際に申し上げましたとおりでございます。こども家庭庁の設置法において、小学校就学前のこどもの健やかな成長や子育て支援に関する基本的な政策の企画・立案・推進を所掌し、基本方針において、いずれの施設にも通っていない乳幼児を含む就学前の全てのこどもの育ちの保障を担うことが定められております。これを踏まえまして、論点の最初に、全てのこどもの健やかな育ちを保障するために、全ての大人が共有すべき内容とその手法に関する基本的な考え方について御検討いただければと考えております。

参考資料集として、こちらのドッジファイルの中に様々な資料をバインドさせていただいておりますけれども、これまでも、例えば、1、2、3のところにありますように、幼稚園教育要領、保育所保育指針、認定こども園教育・保育要領において、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿が定められておりますほか、参考資料8に、「体罰等によらない子育てのために」という報告が、令和2年、厚生労働省において取りまとめられておりますし、また、参考資料10にありますように、子ども虐待対応の手引きが厚労省において定められてもおります。また、参考資料7に、子ども・子育て支援法に基づく基本指針における子ども・子育て支援の意義として平成26年に内閣府が定めた告示もつけさせていただいております。こういった様々な文章を通じて、全ての大人が共有すべき内容は何か、また、それを共有するための手法は何か、どのようにすれば効果的に大人に届けることができるのかといった点の基本的な考え方について、まず、御検討いただければと考えております。

次に、2. 全ての就学前教育・保育施設において共有すべき内容と手法についてでございます。ここでは、幼稚園、保育所、認定こども園はもとより、認可外施設や障害児通所支援事業所を含むこどもの育ちを支える全ての施設において共有すべき内容とその効果的手法について御検討いただければと考えております。内容面での例といたしまして、義務教育段階への円滑な接続、児童虐待の予防等や早期発見のための取組・関係機関との連携強化、家庭・地域との連携強化等を挙げさせていただいております。また、その手法についても研修や普及啓発といった例を挙げさせていただいておりますが、そのほかにも必要

な点について盛り込んでいただければと考えております。

3点目でございます。未就園児の支援のための方策を書かせていただいております。どの施設にも通っていないいわゆる未就園児をどのように把握して支援を届けていくのかという点は、大変重要な課題となっております。この点につきましては、こども家庭庁設立準備室において、今年度、調査研究事業を実施することになっておりまして、この調査研究の成果も参考に御検討を深めていただければと存じます。

最後に、家庭や地域における子育て支援の充実でございます。家庭や地域においてどのような点に留意して子育てを行っていただくのがよいのかといった点につきまして、既に存在する様々な専門的知見の集積も活用していただけるようにするためにはどうしたらいいのかといった点について御検討いただければと考えております。

事務局からは、以上でございます。

○秋田座長 ありがとうございます。

それでは、各委員の皆様より、御挨拶も兼ね、お1人ずつお話しいただきたいと考えております。大変恐縮ではございますが、会議の進行上、お1人5分程度でお願いし、14時半ぐらいから改めて質疑応答のお時間という形で進めていければと考えております。

まず、座長代理に指名させていただきました大豆生田委員からお願いいたします。

○大豆生田座長代理 皆様、こんにちは。玉川大学の大豆生田と申します。よろしく願いいたします。

私は、一つは、大学で保育者養成の仕事をしていただいています。私の研究としては、保育の実践的な研究ということで、実際に保育の現場でビデオカメラを持って子どもを対象とした研究をさせていただいたり、保育者の方々の声を聞かせていただいたり、もう一つの側面としては、乳幼児期の子育て支援のところで親子の研究にも関わらせていただいています。

そうした視点から、今回、こども家庭庁が創設されるに当たって「こどもまんなか社会」が大きなスローガンとして出されたことは、とても喜ばしく、画期的なことだと思っています。乳幼児期の教育・保育においては、これまで、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領においても、正に、こどもの視点に立つ、こどもが中心に置かれた教育・保育の在り方ということをずっと大事にしてきました。そうした、こどもの視点、こども中心ということは、こどもは守られる存在であることと同時に、こども自身が自ら育つ存在なのだということを大事にしてきたことが背景にあります。そういう意味でいうと、私自身もたくさんのこどもの姿に出会わせていただきながら、私自身、幼稚園で担任をしておりましたこともありまして、正にそのこどもの姿の中に、私たちが驚かされるような、また、大人とは違った様々な発想や考えに、「なるほど」と大人がかえってそこから学びをもらうということがたくさんあります。そういう意味でいうと、正にこどもを一人の人として見るということは、当たり前のことのようですが、実際にはなかなかそうではないという実態があると思います。そういう意味でいうと、正にそのこ

ども一人一人が赤ちゃんのうちから、「あなたはどうしたい？」と問うような、実際に多くの保育者の皆さんの声を聞くと、今、こういうことが広がりつつあって、本当に先生方のお仕事は大事なことをしてくださっていると思っています。正に、一つとしては、これまで、乳幼児期の教育・保育が、こどもの視点に立つこと、一人一人のこどもを人として見ることを大事にしてきたことが、大きく言うと、この国の子育て全体でもこのことが大事にされていくことがとても大事なことだろうと、一つの点としては、思っています。

もう一つの面としては、子育て支援を親側の立場で考えていくと、私自身、幼稚園の現場も経験し、保育の勉強もしてきたわけですがけれども、親となったときにそのとおりにいくわけでは全くありませんでした。むしろ私自身が「こんなはずではなかった」の連続でした。ここではその例を挙げることは控えますけれども、私自身、今まで「親たちって何で分からないんだ」と思っていたのですけれども、「いやいや、何も分かっていないのは僕自身だった」という経験をしています。それが、私が子育て支援にも関わるようになった理由です。そのときに救われた場所が、親たち自身が立ち上げた NPO の子育て支援の場で、当事者たちによって私自身が助けられたという経験は、今でも大きな根幹になっています。もう一つ、うちの子の行った園にも救われました。こどもの視点に加えて、親の側の視点がそこにはあった。これは、かつての私にはなかった視点でした。そこにとても支えられました。そう考えると、今、子育てを難しくしている状況の中で、孤立化のことや周囲からどう支えられているかということが大きなことになってくるかと思います。そうだとすると、今回のことを通して、必ずしもこどもや子育てに関わらない人も含めて、温かく支える、祝福されるような社会をつかっていくかということにもつながっていくことをとても求めています。

その中で、私は、こどもに関わる人として、一つは親たちの声を聞き、もう一つは保育をされている人たちの声も是非聞きたい。もし可能であれば、実際の乳幼児、特に幼児だと思いますけれども、その声も聞いていくということが可能な範囲でできるとよいのではないかとも思っています。

ありがとうございました。

○秋田座長 どうもありがとうございました。

続きまして、秋山委員、お願いしたいと思っておりますけれども、いかがでございますでしょうか。

○秋山委員 東京都三鷹市で小児科を開業しています、秋山千枝子といたします。よろしくお願いたします。診療所のほかに、産後ケア事業、病児保育、児童発達支援事業所を運営し、また、東京都の認証保育所にも関与しています。

自己紹介を兼ねて、3点ほど述べさせていただきます。

まず、一点目は、乳幼児健診で、こどもが心身ともに健康に育つように、成長・発達を切れ目なく丁寧に支援する必要があります。それは、これまでのように問題点を抽出するだけではなく、全てのこどもや家庭に対し計画的にウェルビーイングを目指す健診が必要

です。しかしながら、母子保健法第12条で定められている健診は、1歳6か月健診と3歳児健診のみであり、就学時健診まで法に定められた健診はありません。その間の未就園児の健康チェック、3歳児以降に集団の中で気づく機会の多い発達障害や虐待へのチェックは不十分な状況です。バイオ・サイコ・ソーシャル、特にサイコ・ソーシャルの視点で、就学まで、また、就学以降も切れ目ない健康チェックが必要と感じています。

二点目として、乳幼児健診や園や学校で活用できる保護者支援プログラムが必要ではないかと考えています。親子の愛着関係を促し、発達障害への対応、また、虐待予防のためのプログラムです。既にペアレントトレーニング等の手法が開発されています。プログラムを通して、誰もが、こどもを傷つけず、こどものありのままを認め、褒めて、自己肯定感を育む環境をつくる必要があります。プログラムの普及に向けて、私自身にどのようなことができるか、この懇談会で議論を通じて学ばせていただきたいと思っています。

三点目として、こどもをありのままに認めることは、多様性を認めることとなります。三鷹市と武蔵野市で重症心身障害児や医療的ケア児のための協議会を設置し、児童発達支援事業所から公立保育園に通う並行保育を開始して9年目になります。昨年制度化された医療的ケア児支援法は、その実践を後押ししてくれました。インクルージョン保育は、将来の共生社会を形成する始まりであり、その土台をつくります。こども家庭庁が地域に暮らす障害のある子どもたちとその家族の社会参加を促進する司令塔となることを期待しております。

以上です。どうぞよろしくお願いたします。

○秋田座長 どうもありがとうございます。

続きまして、安達委員、お願いたします。

○安達委員 よろしくお願いたします。本日は、オンラインで参加となり、恐縮です。

東京都立大学で助産学・看護学の教員をしております。また、私自身、助産師としてずっと出産等にも携わってきておりますが、今回の会の中では、子育てはそもそも妊娠のときから始まっておりますので、できれば、妊娠、出産、特に乳児の1年間のことについて、いろいろなところでお話しさせていただきたいと思っております。

私自身は、今ほどお話ししたように、助産師ですけれども、大学で、約15年ですが、産学連携ということで、特に0歳から3歳ぐらいのお子様を対象に、子育てひろばをさせていただいております。私からは、今ほどと重なりますが、3点ほど、少しお話しさせていただきたいと思っております。

現在、今回は女性の企業の立場からということで委員の方には御参加いただいているかと思いますが、実際に、妊娠中も就労されている、就労しながら妊娠期を過ごされているお母様方が非常に増えております。7割ぐらいの方はお仕事をもちながら妊婦健診に来られているかと思っております。妊娠中から子育てについていろいろ学びましょうとか、体験してみましようと言っても、こういったお仕事を持っているとなかなか難しいという状況があるかと思っております。

一方で、私は、母性、助産の教員をしておりますので、そういった母性看護学や助産学の立場で申し上げますと、母親役割の獲得といった理論がありまして、これは1980年代ぐらいにルービンという方が提唱されたものですが、ここでは一人の女性が母親になっていくためには、まずは、周りで育てている先輩のお母様方又は育児支援をされている方の様子を見て、それを模倣してみる、その模倣を通して自分でちょっとやってみる、いわゆる役割演技みたいなことをやってみる、それらを通して自分が母親になったらどうなるのだろうかとか空想してみる。そういったプロセスの中で母親になっていくのだとこのルービンは言っているわけです。少子化と言われて、もう30年が過ぎています。少子化の中で生まれて育てているお母様方は、まさしくそのプロセスが非常に難しいのだろうと感じています。特にこのコロナ禍においていろいろな方々との接触ができない中で、私どもも今年是对面で子育てひろばをさせていただいておりますが、お父様も参加されますが、特に小さなお子さんを連れてきたお母様方が、ちょっと大きなお子さんたちがどんな成長をしているのだろうか、これからどんな育児になっていくのだろうかということで、大変興味深くそのことを集いの中でも質問されている様子がよく見受けられます。そういう意味では、今回のこの中で、是非とも妊娠期からどのように育てていったらいいのかというところを議論の中に加えさせていただければ、大変有り難いと思っております。

もう一つにつきましては、産後ケア事業が母子保健法の中に位置づけられまして、1年間の産後ケアが進んでおります。しかしながら、産後ケアは大体御利用いただくのも1週間ぐらいという縛りがありますので、実際のところ、お母様たちは、この1週間はどちらかというところと疲労回復というところで、なかなか次の子育て支援というところまではいかない状況もありますので、せっかくある制度ですので、このようなことも活用できたらと思っております。

最後に、連携ということをお話しさせていただきたいと思っております。今、地域で、助産師も含めて、これまで訪問看護ステーションという看護師さんが主に行かれていたかと思うのですが、医療的なケアが必要なお子様、産後にいろいろな問題を抱えている御家庭に、近年では助産師が行かせていただいております。そういう中で、誰も取り残さないという意味では、いろいろな職種がこれから関わっていけるのだなと思っております。既に、地域では、児童・民生委員の方々、また、母子保健推進員の方々も、非常にきめ細かに活動していただいておりますので、できれば社会全体でこういった方々と連携しながら進めていけたらと思っております。

ありがとうございます。

○秋田座長 どうもありがとうございます。

続きまして、稲葉委員、お願いいたします。

○稲葉委員 皆さん、こんにちは。すみません。遅くなりまして、途中からの参加とさせていただきます。稲葉佳恵です。

聞き慣れない名前かもしれませんが、私は、今回、障害児の母として参加させて

いただいています。ふだんは奥山佳恵という名前でタレント・俳優活動をさせていただいています。分かりますかね。マスクで半分の顔ですけれども、是非後でよく見てください。オンラインの方も、よろしくお願いします。

なぜこのような有識者の皆様がお集まりの会議に、私のような学のない者が、タレント・俳優がやってきたのかと不思議に思われている方もいらっしゃるかと思います。私が、一番不思議だと思っています。せん越ながら、障害児の母、一個人の母としての参加なのですが、先ほど退席された野田大臣から有り難いことに直々にお声をかけていただきました。

数年前になるのですけれども、私と野田大臣がつながったきっかけがありまして、野田大臣もお子さんを育てていらっしゃるって、私も今年小学5年生になるダウン症の男の子を育てています。ダウン症がありながら、私の子は普通級に通っているのですね。小学校の、支援級でもなく、支援学校でもなく、地域みんなが通う学校の普通級の5年目になります。それはなぜかという、支援型の幼稚園に行っていたのですけれども、そのときにたまたまきっかけがありましてインクルーシブ教育という言葉を知り、私は神奈川県藤沢市に在住しているのですが、藤沢市の教員の先生がインクルーシブという環境を教えてください、背中を押していただく形で普通級に今も在籍しているのですね。その経緯を野田大臣にお話ししたくて、野田大臣の考え方がインクルーシブに向かっているのかどうか、私と同じ考え方なのかということを確認したくて、個人的にお会いしにいきました。気持ちをお聞きしたら、同じだということで、よかった。私は最強のママ友を得たなどという気持ちでいるのですが、野田大臣に私がお伝えしたのは、私の夢は、私が生きている間に、いろいろな子どもが一つの学校にいる姿を見ることなのですね。支援学級、支援学校もそれぞれ素晴らしいところがあるけれども、なぜ、普通級の子、地域の同じ学校の同じ部屋にいられないのだろうと。皆様は御存じだと思いますが、世界をどんどんそちらの方向に向かっている中で、日本だけは違う方向に行っているのはなぜなのだろうと。私自身が経験したことは、先ほど申し上げましたが、支援型幼稚園にいたときに、就学相談というものをセオリーとして受けまして、あなたは支援学級相当です・支援学校ですという二択のお答えを頂くのですけれども、普通級ですという答えはないのですね。それは本当の就学相談と言えるのだろうかとは私は思いました。一経験者として、平等に誰でも普通級という選択肢もありますよという提示がそもそもなぜなされないのだろうかと思いました。

私の夢が将来かなうようにこの場にいさせていただいております。よろしくお願いします。

○秋田座長 ありがとうございます。

続きまして、奥山委員、お願いいたします。

○奥山委員 子育てひろば全国連絡協議会、奥山です。

先ほどの名簿で、私もチェック漏れで、申し訳ありません。「全国連絡協議会」という

ことで、よろしく願いいたします。

神奈川県横浜市に全国組織の事務局がございます。先ほど安達委員からも御紹介がありました子育てひろばは、就学前の親子が集う場、親といっても養育者ということで、地方の方へ行くと、おじいちゃん、おばあちゃんがお孫さんを連れてくるようなところもあります。必ずお子さんにどなたか養育者が伴うということで、世界的にも、幼稚園、保育園、認定こども園等に就園前にこのような親子の交流の場、を経験することが多いのではないかと考えております。

私たちが 2000 年に当事者である親たちで親子の交流の場を商店街の空き店舗で立ち上げました理由は、初めての子育てで、都会の子育ては実家が遠いというアウエー育児でスタートいたします。地域にも知り合いがいない、ベビーカーを押していても誰も声をかけてくれない、そんな中での子育てで、私自身、非常に怖かったです。怖いという一つの理由は、マンションの中で密室育児なわけです。私の関わりが 100% こどもに影響するかもしれないという不安です。密室育児で親の影響力がこどもに対して非常に高いということの心配です。こんな私でこどもに 100% の影響を与える等、とても大変なことだと思いました。だからこそ、こどもに関わる人がたくさんいてほしい、私自身もいろいろな人の経験や情報を頂きながら子育てをしていきたい、そんな思いで子育てひろばを立ち上げたわけです。

そういった意味では、最初は、親同士がつながって、本当に井戸端的な機能として敷居の低い交流の場ということでスタートをしたのですけれども、よく見ると、こどもたちの成長がすばらしいのですね。親も関係なく、こども同士で、おもちゃを取ったりもするし、関わり合いながら育つ。今のこどもはきょうだいが少ないですから、第一子のこどもたちにとって年長の子と関わる機会がないのですね。そういった意味で、広場は、私たちは親支援という形でスタートしましたが、結果として、こどもたちがとてもよく育ち合う場でもあるのだということを実感しました。今、私たちが運営している子育て支援拠点のキャッチフレーズは「こどもがまんなか、みんなで子育て」というキャッチフレーズなのです。正に、今回この指針を決めるに当たって、大豆生田先生からもありましたが、こどもたちの視点、親たちの視点、親以外の大人たちとの出会いもこどもたちにとって非常に重要だと思っているのです。それは、親にとっては同質性の緩和ですよね。母親だけということは非常に厳しいと思います。そこに、父親もいる。地域の多様な世代の老若男女の方々がいるというところで同質性が緩和されます。そこが非常に重要であり、私たちはオープンしたときから学生さんのボランティアをたくさん受け入れてきました。それは、若いこどもにとってもいいことですし、学生さんたちにとっても、こどもと遊べる自分の発見だったり、こどもが懐いてくれたという経験だったり、そういうことが、今、なかなか日常的にできなくなってきていますので、そういった意味で、乳幼児が起点ではありますが、こどもたちが育っていくときに、その多様な大人たちやこどもたちとの関わりが重要である、それを実感してきた 20 年でございます。

このことをもっと社会に伝えていきたいという思いで、今回、参加をさせていただきました。また、今日、お手元に「はじめてみよう！予防型プログラム」という冊子を配っていただきました。今回、本懇談会の一つのテーマの中に体罰の禁止ということがあると思うのですが、予防型で進めていくに当たって、親たちの学びの場が足りないなと私自身も実感しました。秋山先生、安達先生が、妊娠期からそれが大事ですよねとおっしゃってくださったことに通じております。親として、戸惑いが大きいのです。ですから、いろいろな人の子育ての話聞いて、自分の子育てを客観視してみる時間が非常に重要です。お互いにサポートし合うという意味で、グループ支援のためのスタッフ向けのプログラムになっております。全てのこういった親子が安心して交流できる場で、こういったグループ支援ができるようになってくれば、お母さんたちになかなかもやもやして語り尽くせないこともお話ししていただけるのではないかとということで、今、力を入れております。

私も、皆様といろいろ議論することを楽しみにしております。どうぞよろしく願いいたします。

○秋田座長 どうもありがとうございます。

続きまして、柿沼委員、お願いいたします。

○柿沼委員 学校法人柿沼学園の理事長をさせていただいています、柿沼と申します。よろしく願いいたします。

私どもの法人は、埼玉県久喜市という、埼玉でも北の方、茨城県との県境にあります。久喜市といっても、合併前は旧栗橋町で、小さい2万7000人ぐらいの町でした。そこで、認定こども園、小規模保育、学童保育、子育て支援拠点といった多機能型の支援を運営しています。人口減少のエリアなので、まちにこどもが少なくなっているということを20年以上前に経験をしていますので、少しでもこどもが増えていくエリアにしたいと考えてきました。そのためには、こども・子育て中心のまちづくりにして、一人でも多く産み育てやすいまちをつくっていかうということで運営してきました。認定こども園の名前も「こどもむら」という名前をつけて、小さなコミュニティーですけれども、そこで一人でも、豊かにこどもたちが育ち、また、保護者が豊かに子育てできるようにと頑張っています。なかなか慣れない場なので緊張してしまっているのですけれども、御理解いただければと思います。私どもは、もともとは学校法人の、私立の幼稚園です。私立の幼稚園を運営してきて、私が園運営に携わり20年ぐらいなのですけれども、当時なぜ就園前のお子さんの場所がないのだろうかとか、何で保育所ニーズの方が幼稚園に通えないのだろうかとか、そんなことを考えていました。そこで、認定こども園制度を選択し、地域の誰でも園に入れるように、就労の有無にかかわらず、また、家庭状況に関わらず、入れるものを目指していかうということで、認定こども園運営をさせていただいています。

認定こども園運営をやっている、地域の子育て支援が少ない、居場所をつくろうということで、地域の支援センターをつくる。子育て支援センターに来ている方々はいいいけれども、来られない方の存在に気づく。保護者が引き籠もってしまったり、外に出かける余

裕がなかったりって形にどうしたらいいかということで、居宅訪問型のホームスタートという事業を始めました。しかしホームスタートを使う段階では、虐待案件になっていたり、行政に頼らなくてはいけないような少し深刻なケースが多いので、そうならないようにどうしたらいいかということで、最近では、妊娠期からのケアが必要ということで、産前ケアのマタニティハウス、また、ベビールームという産後ケアの施設も運営している形になっています。そこには、助産師さんが在籍して、妊娠期から安心して育てられる地域の居場所ということで運営をしています。また、学童期のことを考えていくと、幼稚園卒園後に、あんなにすてきにきらきら目を輝かせて卒園していった子が、ひきこもりになってしまったり、不登校になってしまったりということを経験して、この学童期のところを追っていけないだろうか、放課後の支援ができないかということで、駄菓子屋さんをつくってみたり、今は、学習支援の場をつくって、こども食堂的な要素も踏まえた学習支援と、基礎学力をつけることをもちろん目標としながらも、家庭にも居場所がない、学校にも居場所がない子たちが、そこを頼ったり、そこを使いながら学校に通っていくような場所の支援を提供しています。

この6月からは、地域支援の根底になるようにということで、利用者支援事業も久喜市さんから受託させていただいて、妊娠前から、こどもを産もうかな、こんなところに住もうかなと考えている方も含めて、子育ての観光案内所みたいな、子育ての機能を駅前につくって、こどもがいても、いなくても利用できるような場所をつくっています。情報を集め、又は、子育て家庭の方はそこを頼ることによっていろいろな関係機関とのつながりも生まれていくのではないかと、まだスタートして一か月ですけれども、期待をしています。

一方、多機能型の子育て支援は、子育て案内所のような機能のほかに地域の関係機関連携の役割も大きな要素としてあるので、例えば、こども食堂さんとか、障害者の方の団体とか、いろいろな関係機関との連携を深めていくということも久喜市さんの行政の方と一緒にしています。これが機能していくと、私たちのような保育事業者と、NPOさんとか、いろいろと地域で頑張っておられるこども関係の方々をつなぐ橋渡しの役目ができるのかなと思っています。その機能が地域に根差していくことによって、こどもを産み育てやすいまちになり、また、家庭環境が変化しても保護者の方もこどもたちも頼れる場所があり、セーフティネットが広がっていくようなものが築けるのではないかなと思って、地域の皆様と連携しながら頑張っている法人になっています。

皆様、よろしくお願いたします。ありがとうございます。

○秋田座長 どうもありがとうございます。

続きまして、加藤委員、お願いたします。

○加藤委員 東京都武蔵野市にございます武蔵野東第一・第二幼稚園の園長の加藤と申します。

私どもの幼稚園、学園は、58年前に地域の幼稚園として設立されましたけれども、たまたま自閉症の方と出会って、そのお子さんたちを受け入れて、小学校に育って行って、東

幼稚園のような小学校が欲しいということで、小学校をつくり、中学校をつくり、高等専修学校をつくり、今、1,000 人を超える自閉症者の方が社会で自立されていて、幼稚園や学園の行事をすると、社会の方が楽しみに戻っていらっしゃるようなところでは。

私立の幼稚園という立場あるいはインクルーシブ教育をやっている立場で、3点、皆さんと考えていきたいのです。一つは、幼児教育の質の向上はとても大事であるということです。それは保育者の資質・能力の向上に関わる研修が直結していると思います。研修の充実や研修の支援を、こども家庭庁としてどのように支えられるかということです。加えて、今、公開保育が非常に注目されています。オープンにしてお互いに語り合うことによって向上できるということがありますので、その公開保育を大事にできないかということ。ここは横串を刺す場所ですから、各施設での幼児教育の質の向上が豊かなこどもたちの育ちを保障し、小学校教育へとつながっていくようにしたいと思います。

二点目は、家庭の教育の支援のことです。どちらかという、今まで、レスパイトという意味で、お子さんを預かる支援がありました。先ほど予防型のお話をいただきましたけれど、子育ての見通し、こどもはこんなふう to 育っていくんだよねみたいなことが分かっていると、少し余裕を持って対応できるので、少し早めにお母さんやお父さんたちに情報提供ができるとよいと思います。こどもは大豆生田先生からお話いただいたように、ものすごく有能ですばらしい一人の人として尊重することは大事です。これからの世の中は小さいときからのクリエイティブな育ちがこの国を支えていってくれると思うので、そういう情報提供をしっかりと行い保護者と一緒に取り組みないかということを考えております。幼稚園という立場で未就園児にそういうアプローチもかけられるので、各園での創意工夫をどう促すことができるのか考えたいと思います。

3点目は、特別な支援を要するこどもへの教育の充実は大きな願いでございます。同時に、私たちが目指すのは共生社会で、その共生社会の手段としてのインクルーシブ教育なので、それぞれのこどもの場の中で共生社会の担い手としての定型発達のお子さんたちの育ちも支援したいと考えております。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○秋田座長 どうもありがとうございました。

続きまして、高祖委員、お願ひいたします。

○高祖委員 児童虐待防止全国ネットワークの理事をしております、高祖と申します。よろしくお願ひいたします。

私自身は、全国ネットワークあるいはNPO法人ファザーリング・ジャパンの理事をいたり、ファザーリング・ジャパンの中でマザーリングプロジェクトと言って、パパ団体の中であえてママ支援をすとか、発達障害のパパたちのプロジェクト、メインマンプロジェクトというものがありますけれども、そちらの担当もしていたりします。今回、こども基本法ということで、こども基本法の成立を求めるプロジェクトというものがありまして、そちらで秋田先生とも御一緒させていただきました。そもそも、こどもの法律が、虐

待防止とか、障害児とか、様々にばらけていたものが、今回、一つにぎゅっとくくられた
というか、ベースになるものができたということが、本当に念願というか、とてもよかつ
たなと思っております。

私自身は、様々なところでお話しさせていただいたりしているのですが、0歳の
ママたち向けにベビーマッサージのミニ講座という感じで、赤ちゃんのベビーマッサージ
をした後にお話を聞いていただくというところで午前中もお話ししてきました。そのよう
な中で、ママたちの密室育児というか、コロナ禍というところもあって、働くママは多い
のですけれども、育休に入って、こどもたちをなかなか遊ばせられなかったり、あるいは、
育休中だと保育園に預けるハードルが高くなってしまったり、そのうちに下の子が生まれ
て、本当に行き詰まったという御相談も受けさせていただいてきたところです。

今回の柱の中でも、体罰によらない子育ての普及啓発ということではっきり文字で書い
ていただいて、大変うれしく思っております。体罰によらない子育てのガイドラインでも
委員をさせていただきましたが、これが本当に虐待防止のベースになると思っております。
虐待死をなくしたいし、0日死もなくしたいのですけれども、そもそも、虐待死では、体
罰によらないというところが法律に入ったことはとても画期的だったのですけれども、こ
れが2020年4月にスタートで、コロナ真っ盛りという中で、厚労省さんもいろいろ頑張っ
てくださってはおりましたが、国民の認知が足りておりません。去年の国の調査では、体
罰禁止の法律を知っている人はということで、2割しか知らないということで、子育ての
中で体罰が必要と答えた人がまだ4割いるということがあります。体罰禁止は、世界で一
番最初にスウェーデンが1979年にスタートしておりますけれども、そのときには、スウェ
ーデンは小さな国なので、60万全世帯に、16ページの小冊子を配付したということです。
牛乳パックにも刷り込んだとのことですけれども、日本のこどもの出生が80万人ぐらいな
ので、そこら辺の規模感で考えると、本当に生まれるこどもたち全部に配付するぐらいの
抜本的なことも必要かなと思っております。

もう一つが、こどもの権利ですね。セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンが今年にアンケ
ートをしていますけれども、こどもの権利について知らないという教師が3割いたとい
うこともあります。もちろん親もそうなのですから、教師とか、保育士とか、そういう
人たちがちゃんとこどもの権利について学ぶことは大事ですし、こども自身が、年齢に合
わせて、先ほど大豆生田先生からもありましたけれども、小さくてもちゃんと意見を聞か
れるという環境づくりも是非にと思っております。

最後、もう一つだけ、私はちょっと前にイタリアに取材を兼ねて行っていたのですけれ
ども、先ほど奥山佳恵さんのお話もありましたけれども、イタリアはインクルーシブ教育
が本当に当たり前。だから、特別支援学校をつくっていないというか、それをやめてしま
って、普通級の中でこどもたちは全員やっている国になっているということもあります。
そちらの方向、どの子どもでもということで実現できている国がありますので、そういうと
ころを含めて是非やっていきたいと思っております。

妊娠期からの情報提供も、すごく大事かと思っています。

以上です。ありがとうございます。

○秋田座長 どうもありがとうございます。

続きまして、坂崎委員、お願いいたします。

○坂崎委員 坂崎でございます。よろしくお願いいたします。

私の法人は、青森県全域、本州最北端の下北半島と津軽半島に施設を持っておりますので、正式なルートで走ると片道7時間というところに施設を持っております。今、法人としては、もともと保育所由来でありますけれども、認定こども園を3か所、児童発達支援事業所を二つ、子育て支援センターを一つ持っております。

個人的なことですが、平成9年の児童福祉法の改正から、ずっと、この保育所の仕組み、幼稚園との関係、また、認定こども園の在り方、子育て支援センター、そういうことについていろいろと提言をしまりました。その基本は、保育に欠けるとか、そういうことではなくて、全てのこどもたちがいかにして保育施設を使えるようになるか、いわゆる妊娠期から、どのようにして、こどもたちを、また、家庭を支えることができるかということ、一貫して、30年間以上、声を大にして話をしてまいりましたので、今回のような、全てのこども、「就学前のこどもの育ちに係る基本的な指針」に関わらせてもらうことについて、非常に有り難く思います。

その中でも、私個人としては、今やっている自分の施設に併設している子育て支援センターをつくり、6,000人の村ですけれども、コロナ前であれば、子育て支援センターに年間4,000人、そういうところに児童発達支援事業もつくり、さらに、小学校の壁をぶち抜いて、小学校との間に廊下を造り、保幼小中一貫をやるという形で、村にそういう施設を造りながら、ある意味では、下北の非常に遠いところですが、これから先の考え方を持った一体的な施設を造り上げてきました。

御存じのように、人口減、過疎地と非常に厳しい面もあるわけですが、しかしながら、逆に言うと、人口減で過疎地になればなるほど、こどもたちが少ない中で、同じような基本的な指針の下に各施設が対応していくことが望ましいのではないかと。その中であっても、基本的には、入るまでの未就園児をどうしていくのか。例えば、私は、昨年、厚労省の地域における保育所・保育士の在り方の中でも話をしていますが、一時保育は、当然ながら、定型的に、1歳児、2歳児のこどもたちが週何日か通えるような仕組み、いわゆる、例えば、月曜日と水曜日の午前中に来て御飯だけ食べていくような仕組みも含めて、新たな仕組みをつくることによって、予防虐待等も含めてやれるような仕組みになるのではないかと。そういう中で、お母さん方にたくさんこどもたちを見ていただけるような仕組みを、未就園児の対応として、つくっていく必要があるし、一方、私も、加藤先生と同じで、幾らこれから先にいろいろなことがあったとしても、幼児教育の質をどのように確保し、更に維持し、向上していくのか、そういうことをセットにしていく中で、インクルーシブ教育をどのようにしていくのかということとは大きな課題だと思っています。

現実的に児童発達支援事業をやってみてよく分かることは、保育所側は児童発達支援事業が何をしているのかよく分からない、児童発達支援事業は保育所が何をしているのか分からない、その中で、例えば、そこにある指針の違いは何であるのかということが、初めて、もしかすると、こういうところの場に出てくるのかもしれない。そういうことも含めて考えれば、今初めてこういうことが話し合われることは非常に価値があると思います。

これで終わりにしたいと思いますが、これを含めた、家庭、地域を、どのように、「啓蒙」という言葉とは違うのかもしれないのですけれども、「予防」とか、例えば、今で言うと「未病」みたいなものがありますよね。そういうことも含めてこれからやっていく必要があるのではないかと、個人的には強く思っています。

ぜひとも皆様方と論議して、よいものをつくり上げていきたい、そういう気持ちでいっぱいでございます。

以上です。

○秋田座長 どうもありがとうございました。

堀江委員、お願いいたします。

○堀江委員 皆様、こんにちは。スリールを代表しております、堀江と申します。

本日、大学での授業がありまして、オンラインで失礼させていただきます。

私は、2010年から12年間、大学生向けのキャリア教育、企業さん向けの女性活躍やD&Iの推進の支援をしております。個人や企業、行政に対して包括的にやっているという形ですね。以前、内閣府男女共同参画局の専門委員をやらせていただいております。第5次基本計画の策定にも関わらせていただいたのですけれども、こういったことを話す中でも、教育に対しての方針が抜けていたり、お金がなかなか予算としてつかなかったりということに対して、難しさも感じておりまして、その中でこういったことも家庭庁というところが出てそういったことを議論できるというところは、本当に素晴らしいなと思っております。

少し大学生キャリア教育について少しお伝えしたいなと思うのですけれども、私は、大学生のキャリア教育で何をやっているのかというと、大学生が共働きのおうちに行って、仕事と子育ての両立を体験するという子育て体験の授業です。ワーク&ライフ・インターンというのですけれども、こちらを、12年間、2,000名以上に行ってきています。この目的は親教育で、その中でも、まず、虐待の予防、支援、アンコンシャスバイアスを払拭した上での人生選択の支援を目的にしています。虐待予防というところを皆さんはお話をされていたところだと思うのですけれども、学生時代から、子育ての大変さとか、頼る先を知ることによって、孤立化を防ぐことができる。正に、10年前の卒業生が、みんな、30代で、こどもがいるという状況なのですけれども、この経験をしたからこそ、悩んだときにいろいろな人に頼りながらできたということをすごく言ってくれているのですね。

また、アンコンシャスバイアスによらない人生選択の支援なのですけれども、核家族の方は、学生のときに出会える大人の数はずごく少ないので、結局、親の生き方の再生産を

してしまっているということが、状況として本当に多いです。昭和の時代からあまり変わらない価値観で、今、ずっと続いているという中で、世の中は変わっているときに、職業の選択やパートナーとの役割選択というところがまだ固定化している中で、女性たちが子育てを負ってしまって、男性も男性で仕事への重圧を抱えながら子育てをしているといった出来事が本当に現場としてはあるなど感じています。こういった学生時代からのアンコンシャスバイアスを外していくという取組とか、妊娠中から、産後ケアの義務化ではないですけども、アフターバースプランをしっかりとつくっていくというところはすごく重要だなと感じています。

私も中学時代からベビーシッターを200人以上にしているのですが、こどもはようやく1歳8か月というところで、コロナ禍で妊娠・出産をしました。私自身はいろいろな方からいろいろなことを教えていただいていたので楽しく子育てさせていただいているのですが、実際に現場を見てみるとすごく親御さんたちが孤立しているなどということも感じますし、こどもの中ではコロナがすごく猛威を振るっていて、今日も、うちのメンバー、社員の者が、何人もうちでコロナが出ましたということを書いて、休園ということが日々行われています。その中で、どんどん頼る人がいなくなって孤立化していくというところが、共働き世帯もそうですし、専業主婦の世帯ももちろんあるという中で、今後、その支援はかなり意識的にやっていかなければいけないと思っています。

今後、東京では、保育園も、こどもがいなくなってくることによって、少し余ってくる部分も出てくるかなということも感じていますので、保育園が、多くの人に関わって、そういったこどもをいろいろな大人が見守るといような形も含めて、実施ができるような形も皆さんと考えていければと思っています。

引き続き、どうぞよろしく願いいたします。

○秋田座長 ありがとうございます。

続きまして、水野委員、お願いいたします。

○水野委員 大東市教育委員会教育長の水野と申します。

大東市は大阪府にございまして、大阪市の東隣に隣接する、人口12万人ほどで、小学校が12校、中学校が8校の自治体でございます。

大東市は、市のブランドメッセージでなかなか面白い言葉を掲げていまして「子育てするなら、大都市よりも大東市」、こういうメッセージを掲げています。この大都市は当然隣の大阪市をにらんだメッセージなのですね。私が教育長に就任してから、教育委員会で非公式のスローガンを掲げておりまして、それは「大東市の教育に大投資」、大きい投資をしていこうと。教育は投資であると。こういうダジャレが2連発続くような大東市で、教育長をしております。

私自身は、2009年に民間の立場で家庭教育支援のセンターを立ち上げまして、2009年から2020年まで、全国の悩む保護者の御相談、特に不登校のケースが多かったのですが、いろいろなカウンセリングを通じて、時にはこどもに対するアウトリーチの訪問カウンセリ

ング等も行っている、民間の経営者でございました。それが、2020年の段階で、大東市の教育長になってくれということで、コロナとともに就任した、そのような経緯でございます。

本当にこのコロナ禍は、皆さんも御案内のとおり、大きな社会変化がありました。私自身も、このコロナ禍という社会変化の激しい、そういう変化と変化のある種の隙間で、うっかり誕生した民間からの教育長であると、かなり強い自覚を持って様々な会議も出ております。

しかし、民間から、当時40歳で、こういう教育長という大役を頂く機会にはほぼ日本ではないと、私自身、思っていましたので、やるからには、こどもたち、保護者の悩みに寄り添った教育行政をしっかりとしていきたい。そういう思いで、2020年から約2年間、教育行政を預かっております。

今日、私から、皆様に自己紹介がてらにはなるのですが、二点お話をさせていただきます。まず御紹介したい取組として、大東市の家庭教育支援の取組の話を、させていただきますと思います。当然、民間でずっとやっていた立場ですので、しっかりと悩みにコミットした施策が展開できればいいなということで、大東市では、小学校1年生の保護者に対して、地域の皆さんと教育委員会とで協力して、全戸訪問をするという事業をしております。つまり、問題や悩みがあってからではもう遅いので、最初から、全戸訪問をして、悩みの種を聞いて、時には保護者自身は自覚していないけれども周囲から見れば少し課題があるなというものをピックアップしていく。先ほどから委員の皆さんがおっしゃっているように、予防的な取組という意味では、このような全戸訪問は効果的だと感じております。

また、リソースとしまして、市内には各種中小企業さんがたくさんございますので、教育委員会が一所懸命子育てサロンをしていく、そういう居場所を提供する、交流の機会をしっかりとつくっていくということももちろん大事なのですが、中小企業としっかり連携して、各企業さんの場、人というリソースをお借りして、子育てサロンを展開していく、このような事業をしております。しかしながら、家庭教育支援を教育委員会で進めていくと様々な課題も見えてきまして、家庭教育支援は既に悩みの中にある保護者を支援するものなのだと誤解されているがゆえに、なかなか予防的・開発的な取組が進まないという課題もございます。又は、保護者に学んでいただく機会、情報をしっかりと仕入れていただく機会を「さあ、つくろう」と言って予算を組んだとしても、実際に来ていただく方は既に意識が高いのですよね。情報も取って、学ぼうとしている。つまり、我々が本当にこの保護者に来てほしいんだと顔がイメージできる方は、基本的には来てくれない。ここは、実際、教育行政の家庭教育支援の悩み、でございます。私が教育長になってから、多様な関係機関との円滑な連携のためのつなぎ役の存在を痛感しております。そのためには他職種連携を前提とした専門人材の配置が不可欠ではないかという点。それらをもろもろ考えていきますと、教育の三本柱としてよく家庭教育ということが語られるのですが、何せ財源が少なく苦勞しているなど。私が民間時代だったら、もっと財源をつけてやっていきましょ

うとよく言っていたのですが、いざ行政の立場になると、本当に行政の皆さんの予算取りの御苦勞を痛感している、そのような立場でございます。

二点目としまして、教育行政でも様々な施策がありまして、その中でも今回のこども家庭庁の論議の中でこはうまくセッションをするといいいのではないかとということで、コミュニティ・スクールの活用等も私は大切ではないかと思ひます。コミュニティ・スクールの実施は、本市においても今年度から全中学校区で展開しているのですけれども、このコミスクの議論を通じて、地域の声、学校の声、幼児教育の現場の声を束ねていくということも、アイデアとしてはあるのではないかと。

又は、別に秋田座長と一緒にさせていただいております中教審の幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会で昨年度から議論してございまして、その取りまとめられた内容にある幼児教育と小学校教育の架け橋プログラムというものを幼と小の当事者で一緒につくろうと、そのような議論がございまして。そういうところから、福祉、教育委員会、学校が、縦割りにならず、共にプログラムをつくろうという目的で、まずは共にテーブルに着いていくことも大切ではないかとも感じます。

結びになりますけれども、教育と福祉は、それぞれ歯車自体はくるくるとすごく回っているのです。行政もよく頑張っているなと私も思うのですが、若干空回りしているところもあると。それであるならば、今回のこども家庭庁が、この空回りを時に是正する歯車として、時には横串を通してうまくリンクするような立ち位置になっていただければ、とても有り難いな、うれしいなとも思ひます。

先ほども申し上げたとおり、教育は投資だと私は思っておりますので、こどもたちの未来のために、前向きな議論ができればと思っております。

以上です。

○秋田座長 どうもありがとうございます。

吉田委員、お願いいたします。

○吉田委員 NPO 法人グリーンパプロジェクト代表の吉田と申します。

この活動以外にも、労働・子育てジャーナリストということで記事を書いておりますが、今回は、恐らく子育て当事者としての枠として入れていただいたのかなと思ひますので、そこのお話を中心に自己紹介させていただければと思っております。

僕自身が、ちょうど来月で丸 12 年たつのですけれども、3 児のシングルファーザーということで、本当に子育てにどっぷりつきながらいろいろな子育てにまつわる経験をしてきたなと思っております。もちろん、シングルファーザーになる前から、育休を取ったり、日々の子育て、家事も含めて、自分なりに一所懸命やってきたつもりだったのですが、毎日やることのしんどさを痛感したところがございます。子育てや家事のいいとこだけ取ってその体験を話すということではなくて、毎日、夕飯のレシピを考えたりもそうですし、それをこなすことのしんどさを、シングルファーザーになる中で改めて痛感しました。言葉だけではなくて、実際に体験することの必要性は子育てにおいて非常に大きいなと思

った次第です。特に、シングルファーザーになった当時は未就学児が2人いましたので、毎日保育所に送迎していました。本当はそこから会社に行って一日が始まるということになりますが、そこで1日のエネルギーがほぼ終わるのではないかというぐらい、朝、起こしたり、御飯を食べさせたり、着替えさせたり、けんかの仲裁をしたり、本当に発狂しそうなぐらい、実際に、正直ベースで言うと、手を上げたこともありました。そういういたたまれない状況になってしまった、追い込まれたような状況もありました。それを具体的に思い出せないというところもあって、当時は多分そうだったのだろうという感じで、今、話しています。怒とうすぎて明確に覚えていないということが正直なところで、そんな感じだったかなということで、今、思い出しながら、話しているところでございます。

父親としての関わりというところで言えば、日々、なかなか世の父親が子育てに関わる機会がまだ少ないという状況の中で、どう増やしていくのかということも考えていかなければいけないなと思っております。シングルファーザーになってからよく感じたことは、子育てというか、特にシングルファーザーだとそれを大っぴらに言いたくないというところもあったりして、孤立しがちになってしまうパターンが多いという話も聞きます。そういう話も聞いていたので、そういう状況から自分自身を抜け出させるために、小学校ではPTAをやったり、保育所の保護者会の会長をやったり、そこから紆余曲折して、今では埼玉県鴻巣市の小中のPTA連合会の会長等もやっています。この12年間でやってきたことが、自分の生きていくすべというか、毎日怒とうの中で日々が流れながらも前向きに生きてこられたことで、何とか食いつないでこられたのかなと思っております。

子育てという意味で言えば、自分自身、まずはこどもの主体的な選択をしっかり担保してあげよう。こどもが何をしたいかということを中心に意識しながら、特に未就学のと看から考てきたような気がします。長男は、ピンクの自転車か欲しいと未就学のと看に言ったことがありました。最初、親としては「うっ、ピンクで後悔しないかな」と思ってしまうのですが結局、そのピンクの自転車を選んだことで、彼自身の自信につながったり、逆に、周りの友達から「ピンクに乗っている」みたいに言われて「ピンク、ちょっと恥ずかしいんだ」と思ったり、そういういろいろな経験を通して、こどもの生き抜く力は強くなっていくのではないかと思っております。未就学児にどういふ経験をさせてあげられるかということがやはり大きいかなと思っております。

自分自身こういう家庭状況ですが、様々な活動にポジティブに関わっていく中で、高祖さんからもお話があったファザーリング・ジャパンの代表を二年間ほど務めまして、その関係の中で、内閣府の子ども・子育て会議の委員もさせていただきました。当時、そういう国の委員を初めて経験しましたが、一つ一つの子育て当事者としての声をしっかり聞いてくださる姿勢が、とても有り難かったです。

自分として一番うれしかったことが、長田審議官がいらっしゃいますけれども、基本指針の中で、「こどもの自己肯定感だけではなくて、保護者の自己肯定感も」という文言が入ったこと。当時、自分がそういう家庭状況に置かれる中で、ただこどもを育てるだけで

はなくて、保護者として、こどもを育てる中で自己肯定感を育てていく、特に未就学の間
にそれができると、こどもと一緒に生きていくという環境がつかれるのではないかと
思った次第です。

そういう経験があったからこそ、その後、自分が代表を務める NPO で放課後児童クラブ
を 3 年前から運営して、日々本当にエネルギーのあり余ったこどもたちと接しながら、そ
の背後にいる親も含めて、今こどもたちが置かれた問題、課題意識を常に考えるところに
至ったかなと思っています。

それ以外に、この 4 月から男性の育児休業の取得向上を目指して育児・介護休業法が順
次改正され特に、こどもの育ちとの関係、もちろんママ・パパという中で男性の役割も必
要だと思しますので、そういった中からのこどもとの接点、育児休業の必要性みたいなど
ころも自分の中で考えながら、今後、発言していきたいと思っております。

まとまりがないですけれども、以上となります。よろしく願いいたします。

○秋田座長 どうもありがとうございます。

なお、最後に、明和委員が御欠席でございますが、メッセージを頂戴しておりますので、
事務局から代読をお願いいたします。

○北山参事官 明和委員からのメッセージを代読させていただきます。

現在のこども・子育てに関する諸問題は、従来の見方、価値観とは異なる次元の下、ま
た、人という生物の本質を理解した上で施策につなげる議論をしないと、解決のための妥
当な糸口は見いだせないと思います。その点において、微力ながら貢献できればと思っ
ております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○秋田座長 ありがとうございます。

今、皆様から御発言いただきまして、ありがとうございます。初回ということで、緊張
されながら御発言いただいた委員の方もおられたのではないかとと思うのですが、大変頼も
しい御発言ばかりで、これからこの会議でいろいろなことを御一緒に考えていけると、座
長としても頼もしく思っております。

皆様に御挨拶はいただきましたけれども、座長代理の大豆生田委員からも、もう一言、
初回でしたので、何かあれば、どうぞ御発言をお願いいたします。

○大豆生田座長代理 もう一言の意味はよく理解しておりませんが、今、皆さんの
お話を伺って、実に多岐でありながら、今の本当に大事な課題のところが出されたなど。
それこそ、妊娠期からの切れ目ない支援のところから始まって、産後ケア、インクルーシ
ブのこと、予防型のこと、体罰によらない子育てのこと、学童期とのつながりのこと、保
育の質の向上とセットであること、未就園児の一時保育の利用のこと、アウトリーチのこ
と、キャリア教育のこと、地域の人とのつながりのこと、保護者の自尊心や喜びのこと、
こどもの声を聞く等々、とても多岐でありながら、とても重要だし、正に、こどもとい
うことを真ん中に置きながら横串で動いていくということの今後への期待はとても大きいな
と思って、伺いました。ありがとうございます。

○秋田座長 おまとめいただき、ありがとうございます。

○大豆生田座長代理 失礼しました。ごめんなさい。

○秋田座長 私はまとめないのですよ。皆様の御発言を踏まえまして、私も、通常の挨拶とは少々違うかもしれませんが、自己紹介を踏まえて、御挨拶をさせていただければと思います。

私は、専門は、保育学、発達心理学、学校教育学等でございますが、もともとの出発点は、通常の大学を出た後、私は夫の転勤について地方に行きまして、誰もいないところで子育てを始めました。奥山委員が言われたように、誰に聞いていいか分からない、でも、こどもは目の前にいる、どうしたらいいだろうと、その当時、まだ子育て支援ということを知りませんので、何とかこどものことをもっと学びたいと、専業主婦の間に大学の3年生に入りなおして、それからこどものことを研究してきたというところでありまして。我が家は、結婚の半分ぐらいは夫が単身赴任ということで、こども2人を抱えながら、地域の保育園にいながら仕事もさせていただいてきたという経験がございます。こどもの視点、子育てをする親の視点から、このような形でこども家庭庁が発足し議論ができることを大変うれしく思っております。

そして、何よりも、先ほど高祖委員が言われましたけれども、こども家庭庁とともにこども基本法というこどもの権利をこどもの視点から保障していくという法案が成立しましたことをうれしく思います。こどもは、学び育つ権利があり、当然保護されるべき存在ではありますけれども、養護と教育の質の高い一体的な展開によって自分の可能性を拓（ひら）いていくことによって、こども自身が自分の意見を表明していけるという視点が大切と考えています。大豆生田座長代理もお話くださった、意見をこどもが自由に言え、周りの大人たちや社会が声を聴くという関係の大切さを、このこども基本法が示してくれているのではないかと考えます。私は「何でやねん」とこどもや子育てをしている人が問いながら、よりよい在り方を問うていくことがとても大事だと思っております。

内閣府の子ども・子育て会議の会長もさせていただいておりますので、子ども・子育て支援制度の園だけではなく、私学助成の園も含め、全ての乳幼児の保育・教育施設の質がより一層高くなることや、地域の中でそうした園が一つの子育て支援のハブになっていくということは極めて重要であると認識をしております。

一方で、それだけではなくて、園に通っている保護者の支援だけではなくて、未就園の保護者たちも、いろいろな形で、支援したり、お互いにされたりする関係が大事だろうと思っております。私が住んでおります豊島区では、豊島区だけではございませんけれども、マイ保育園制度というのができております。かかりつけ医のように、ちょっとした相談でも、アポを取ったりして伺うことができる制度ができております。ただし、この制度を調べてみますと、どちらかというと、都市部に多くございます。しかし、全国、人口減少地域も含めて、どこの地域に住んでいたとしても、幼稚園、こども園、保育園がそうした受皿や機能を担っていけるということも重要だろうと思っております。

また、コロナ禍でいろいろな園の保護者の方ともつながることがありまして、オンラインでの子育て支援等の可能性も私は感じております。今は ICT の助走期と工学系の人はおっしゃっていて、2020 年から 2030 年、2040 年が飛翔期、飛躍する時期だと言われております。対面が重要なのは言うまでもございませんけれども、全国各地、どこにいても、例えば、オンライン等でもサポートをしてもらえるような機能の充実も、今後、新たな時代を見据えた指針の中で考えていくということも重要になってくるのではないかと考えているところであります。

また、第二点目としては、2000 年に子ども読書年というものがございまして、イギリスのブックスタートに学んで日本に入れるという仕事の創設のときの理念づくり等に関わらせていただきました。今、20 年、初めてパイロット自治体を見つけるときは本当に大変だったものが、今、全国 1,400 ブックスタートだけではなく、その類似の事業も含めると 8 割の自治体で、絵本を、保護者と子どもたちが、シェアブックス、共有し、子育ての喜びを分かち合う、予防的とも言えると思いますけれども、そうした文化財に出会うというような活動をしてございます。そのときに、イギリスの方法を学んだのですが、イギリスでは、リテラシーや学力を乳児からつけるための準備だったのですが、日本では、子育て支援で先輩ママや高齢者のシルバー人材の方がボランティアになり、図書館と保健所が連携してこの活動が立ち上がって今も続いているところになります。絵本だけではないと思うのですが、様々な形で公的機関が連携し合い、また、子育てを一段落とか、先輩ママやシルバー人材も一緒になって、子どもを中心に、子どもの笑顔が周りの人たちを笑顔にするという関係がつくられていくということが極めて大事になってくるのではないかと考えているところでございます。もちろん遊び場や様々なことに関連してもこうしたことが今後考えられていくといいなと思っているところでございますので、是非皆様と一緒に考えていけたらと思っております。

御挨拶させていただきましたけれども、時間がまだ少しありますので、これから、フリートーク、質疑応答の時間とさせていただきます。皆様からの御意見をそれぞれ聞かれて、もう一言、何か言っておこうということがございましたら、お手を挙げてでも結構でございますし、オンラインの方は、私からは見えにくいので、ミュートを解除してお声を頂いてという形も可能でございます。どうぞよろしく願いいたします。いかがでしょうか。

お願いします。

○高祖委員 さっきは時間の制限もあって、もう一つ言いたかったなと思っていたことが、子ども家庭庁自体が来年度からということもあると思いますので、財源というか、予算のことについてです。岸田総理が子育て予算倍増とたしかおっしゃったと思うのですが、そこら辺のところ、いつなのか、どこから持ってくるのかということ、やや不透明かと思っています。突然何でそんなことを言い出したかという、学校もそうなのですが、学校も、今、公立小学校は 35 人学級へということで、移行期ではあると思うのですが、保育園とかの保育士に対する子どもの人数、児童養護施設とかでもそう

のですけれども、職員に対するこどもの人数（配置基準）、児童相談所もそうなのですから、児童相談所の職員が持つ件数とかが、本来ここで議論されるようなこどもの育ちはもちろんベースにしながら、それを幾ら決めても、例えば、今、3歳児とかだと20対1になっていると思うのですけれども、1人が20人を見るということは、なかなか目が行き届かないとか、保育事故もあると思うのですけれども、そもそも専門職1人に対するこどもの人数をもっと適正化していくということも大事なことです。

先ほどイタリアのお話をしましたが、イタリアは1クラス平均22人と聞いていますので、1クラスの数も含めて考えると、職員とか、保育士さんとか、人材育成もそうなのですから、質の向上も含めて、財源というか、予算というところも、この場ではそこについて話すというのではないのかもしれませんが、理想だけを語っても、そちらが伴っていかないと、そこまで見きれないよとか。保育士さんの過剰労働もまだ言われておりますので、そういう観点も必要かなと思っております。

ありがとうございます。

○秋田座長 ありがとうございます。

財源や配置基準を含め、保育・教育の質の向上について、今後、こども家庭庁でどのように対応いただけるのかと。内閣府子ども・子育て会議でも、0.3兆円はどうなったのかということ議論しているところではございますが、事務方で、御答弁は最後にいただけますか。御意見としていただけますか。

各委員から付け足しの御意見等を頂戴しましてから、事務方から御回答いただくということでございますので、よろしくお願ひします。オンラインの方は、そちらの御発言ボタンを押していただけるといいということでございます。いかがでございますでしょうか。オンラインの方、まず、何か御意見や御質問はございますでしょうか。

○堀江委員 大丈夫です。時間が短いので、事務局の方のお話を是非お伺いしたいなと思うので、私からは大丈夫です。

○秋田座長 どうもありがとうございます。

お願いいたします。

○柿沼委員 学校法人柿沼学園の柿沼です。

本日は、いろいろと学ばせていただきまして、ありがとうございます。一つ、意見というか、今回の指針について、今まで認定こども園や保育所を運営してきて、保育所保育指針、認定こども園教育要領、幼稚園教育要領というすばらしいものがあるのですけれども、これが家庭に届いていないということが課題と感じています。今、これだけ多くの情報があふれているので、家庭で、子育てのやり方や、教育、特に幼児教育や保育に対しての認識がばらばらになっていて、ある意味、施設と家庭が、こどもを中心に、少しいち離している状況があるように感じています。今回のこの就学前のこどもの育ちに係る基本的な指針にはものすごく期待していて、これが、日本で生まれた、又は、外国から引っ越されて日本で育つこどもたちの大きな土台となって、その上で、こどもの育ち方、また、家

庭の環境によって、教育要領だったり、保育指針になったり、学童期の指針になったり、つないでいくようなもの、又は、地域子育て支援や在宅で子育てをする方も、その部分が網羅されていく。そして学習指導要領につながっていく。また、学習指導要領につながったときに、フリースクールや、在宅で子育て、病院でといった子にも、この指針が大きく意味を持つものとなり、そしてしっかりと体系立てたものになっていくと非常にいいのではないかと感じています。

私たちも、先ほどちょっと自己紹介で言ったように、いろいろな事業をやっています。行政のメニューの中の事業はもちろん、独自事業等も行い、隙間を埋めていった作業をしているのですが、隙間を埋めていくと、その隙間に、たくさんの方々、子どもたちがいるということに気づきます。こういった子どもたちにも、どこで育っても、日本中の子どもたちが、質のいい教育、保育、養育が受けられるような土台となるような指針になっていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○秋田座長 大変貴重な御意見をありがとうございます。

いかがでございますでしょうか。

お願いいたします。

○吉田委員 吉田です。

本当に親にどう届けるかということが非常に大事な視点かなと思いましたが。指針自体はかなり分量としては多いものになっていくのかなと思っておりますが、それを届けるときに、いわゆる行政用語ではなくて、かみ砕いたもので、しっかり響きやすいものとして届けていくということも、今後、これをせっかくだからには、求められているところかなと思います。

本当は、親になってから届けるのではなくて、前段のところ、場合によっては教育機関等を通じて、そういうものがあると周知するというのが大事かと思えますし、僕は専門家だと思っていないので、専門家だけではなくて、いろいろな方々が関わってこういう指針ができていくんだというところの意義を強調できればと思っております。それで、多くの保護者、社会に届かせるということが必要になってくる。さらに、もちろん国が出すものなので、各都道府県、市町村に届いていかなければいけないとは思っているものの、がちがちに「これだけは実施しなさい」と届けるということではなくて、子ども・子育て会議とかの意義もそうですけれども、指針の実施者が市町村になってくると思っていますので、その実施者である市町村がいかにその指針をかみ砕いて、ある意味、その地域の特性を生かしながら、それを活用していくという要素をしっかりと盛り込めたらいいなと思います。

取りあえず、以上です。

○秋田座長 ありがとうございます。

指針をどう伝えていくのかということの分かりやすさの御説明をありがとうございます。

加藤委員、お願いします。

○加藤委員 加藤です。

今、皆さんからお話があったように、幼児教育はすごく見えにくいのです。それを、今、自分自身も課題として、こども、幼児教育をどう見える化できるのかと取り組んでいます。見えないことには伝えられないのですが、まだまだ一般化していません。こどもが育つということ、いろいろな育ち方があるとは思いますが、見える化して、皆さんで共有できるような、それをママだけではなくて本当に社会がみんなで共有できるようにしていきたいと思っています。

○秋田座長 ありがとうございます。

堀江委員、お願いいたします。

○堀江委員 大丈夫ですとお伝えしたのですが、一言だけ、すみません。

今、見える化というお話があったのですが、その指標、定量的なところはすごく大切にしていきたいと思ってもおまして、こどもの状況、家庭の状況、全て多様な中で、結構一律な施策になりがちだなというところで、それで議論が別の方向に行ってしまうこともあるかなと思っています。オランダみたいに、どういう発達や状況かということ、ある意味、見える化するために、数値化して行って、この状況ではこうだねという議論ができるようにして、そういったそれぞれの状況に合わせたものをつくっていくことが日本の中でもすごく重要な点かと思うので、定量化とか、そういうところも含めて議論ができると、とてもうれしいなと思っています。

以上です。

○秋田座長 ありがとうございます。

とても重要な見える化というときに、どのような形の見える化をするのかということで、量的な見える化の必要性も御発言いただきました。

ほかにはいかがですか。

お願いいたします。

○坂崎委員 坂崎です。

基本的な質問です。

資料2に、いわゆる主な論点例が書かれていて、例えば、1でいうと、こどもの育ちを支える全ての大人が共有すべき内容と手法ですね。例えば、2であれば、全ての施設において共有すべき内容とその効果的な手法、3は、未就園児の支援の方策、要はその専門的な知見の内容とかと書いているわけです。第2回以降のことを聞きたいのですが、例えば、スケジュールを見たときに、その連携強化に関し関係委員からのプレゼンがあって、委員全体での意見交換とあるのですが、主な論点例を、例えば、私たちとして提出していく必要があるのかとか、この別紙2との関係はどのようにあるのかということ、後でいいので、今日は完全に白紙の討論だと思うのですが、次回以降どういう形で私たちがまとめていくのかということ、お知らせくだされば有り難いです。

以上です。

○秋田座長 どうもありがとうございます。

今後のこの会議の進め方につきまして、別紙2との関連でということでございますので、事務局から少し御説明いただこうと思いますが、いかがでしょうか。ほかにはいかがですか。よろしゅうございますでしょうか。

そうしましたら、今の御質問に対する事務局からの御説明をお願いいたします。

○長田審議官 皆様、ありがとうございます。担当審議官の長田でございます。

私は、こども家庭庁に検討の段階から関わっておりますので、私から全体的なことをまずは御説明させていただければと思います。

まず、今回、こども家庭庁の一連の議論の中で、随分と「こどもまんなか社会」という言葉を使わせていただいております。「こどもまんなか社会」という言葉には二つの意味が込められておりまして、一つは、文字どおり、こどもを真ん中に置いて考える、すなわち、こどもの最善の利益を真ん中に考える社会という意味が一つ。

もう一つの意味が、こどもに関わる政策を我が国の政策の真ん中に据えるという意味が込められておりまして、言わば後者の意味において、総理も繰り返し将来的には予算倍増を目指していくという決意を表明されていると理解をしております。また、予算倍増に向けて、これも国会の中で、総理は、繰り返し、まずはこども施策として何が必要なのかということをごども家庭庁の下でしっかりと体系化していく中で、整理をしていくということで、御答弁されております。まずは、必要な施策の体系整理ということ、こども家庭庁の下でしっかりと整理しながら、一方で、財源確保の在り方についても政府全体として検討していくということになろうかと思っております。

その上で、この指針の位置づけについてでございます。先ほど柿沼委員からも大変重要な御指摘を頂きました、昨年末に決定した基本方針の中では、幼稚園、保育所、認定こども園に、家庭、地域を含めた指針を策定するという書かれ方をしておりまして、正に、いわゆる就学前の施設だけではなく、広く家庭や地域も含めた全ての国民に共有できるようなものにしていこうということの思いを込めておりまして、本当に幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領は素晴らしいことが書かれているにもかかわらず、なかなかそれが家庭にも共有されていないということは、ある意味、非常にもったいないことでもありますし、そういったことも落とし込んでいきながら、広く浸透できるよいものとしていければと思っております。いろいろとまた御協力をお願いできればと思います。

この指針の委員の御指摘との関係で言えば、指針そのものは具体的な政策を盛り込むという性格のものではないと思いますが、正にこの指針に書かれたものをどう支えていくのかということが、おのずとその先に必要な施策を考えていかないといけないということになると思います。正にそういった施策化を検討していく基盤となるものとして、この指針を、しっかりと議論いただき、位置づけていただくということが大変重要なことになるのかなと思っております。

私からは、以上でございます。

運営の関係に関しましては、参事官の北山からお答えさせていただきます。

○北山参事官 坂崎委員から御指摘いただきました次回以降の進め方についてでございます。別紙2の今後のスケジュールについてというものと資料2の項目の立て方が若干整合していなかったところで、混乱があったかもしれません。次回、第2回は、できれば、この1. 全てのこどもの健やかな育ちを保障するためということと、2. 全ての就学前教育・保育施設において共有すべき内容と手法について、各委員の先生方から、こういう観点でのインプットをお願いできませんかということをお願いし、それぞれのところからお願いすることができればということを考えていたところでございます。第3回の10月と書かれているところでは、この3. と4. 等についてインプットいただければということも考えていたところでございます。また具体的にどういう形でどういう観点からのお話をお願いしたいかということについては、座長とも相談させていただきながら、全ての先生方をお願いすることになるかと思いますが、どうぞ御協力をよろしくお願い申し上げます。

○秋田座長 どうもありがとうございました。

そろそろ時間でございますので、主宰者である渡辺室長より、締めくくりに当たりまして、一言申し上げます。

○渡辺室長 本会議の主宰を務めておりますこども家庭庁設立準備室長の渡辺でございます。よろしくお願いいたします。

座って、失礼いたします。

私自身、6月28日付でこの職に就いたばかりでございますので、また皆様と一緒に学んでいきたいと思っておりますが、今日は、初回にもかかわらず、精力的に御議論を賜り、誠にありがとうございました。

冒頭、大臣からもございましたとおり、本懇談会で検討をお願いし目指すものは、全てのこどもの健やかな育ちを保障するため、こどもの育ちを支える全ての大人が共有すべき内容とはどうあるべきか。ここが正にポイントだと思ひまして、今日、皆様のそれぞれのお話を聞いておまして、先ほど座長と座長代理におまとめいただきましたけれども、いろいろと示唆に富むキーワード等も頂きましたし、私自身、聞いていて、我々行政と違って、現場でこども・子育てに接している皆さんは、そのニーズから発想されるので、我々の施策の垣根をどんどん超えて発想されていくのだなということを改めて感じたところでございます。

こども政策は、これまで各行政分野でそれぞれに議論されてきました。その連携も図られてきましたが、私自身もそうですが、それぞれの省庁にありますと、自分の施策をどうやって前に進めるか、どうやって予算を取っていくかということに一所懸命になるあまり、ちょっと離れてみると、いろいろと重複があったり、あるいは、抜け落ちがあったりということはあるまして、常にそれが縦割り行政の弊害ということと言われるわけでございます。そういったことを、常に横串を刺してウオッチする組織が必要だろうということで、

こども家庭庁のミッションは様々でございますが、常時横串を刺して見ていくということは非常に重要なことであります。冒頭、野田大臣もおっしゃってございましたけれども、設立そのものは来年の4月でございますが、もう設立されているという気持ちで頑張れということで叱咤激励を頂きながら進めているところでございます。

この委員会で主に御議論いただきますものは就学前のこどもの育ちに係る基本的指針でございますが、私自身の経験を若干振り返ってみますと、今を去ること30数年前でございますが、私が旧厚生省に入省しまして入省2年目でございますが、幾つか携わった仕事の一つに保育所保育指針の改定がございました。今日、ここにもございますけれども、そこで、こどもたちの年齢ごとの育ちの狙いという部分があるのですが、それは1年前にできた幼稚園教育要領のほとんどコピペでございまして、私自身も、そうだよなど。4歳児がどう育つかというのは、保育園にいたって、幼稚園にいたって、同じだよなど。だけれども、省庁が違うから別々のものをつくるのかなとそのときに感じたものですが、正にこどもの視点に立ってみれば、通う園の管轄がどこかということは全く関係がないわけでありまして、ましてや、特に3歳未満のこどもさんは、大半が、今日もたくさん出ておりましたが、未就園、家庭や地域の中で育っているわけでございます。そういった中で、どこで育とうと、あるいは、そのこどもさん自身が障害や病気があるとうと、全てのこどもの育ちを、こどもの視点に立って、どうやって考えるかということ、正にこのこどもの視点に立ってということがこども家庭庁のミッションの一丁目一番地でありますので、そういう視点から、今日も論点の最初にそういう意味で掲げさせていただいたのは、そういう視点で御議論いただきたい。

今までいろいろな多様な分野で関わっている皆様だからこそ、そういった皆様が集まってそういう視点で御議論いただいて、一つのものをつくり上げるということは非常に大事なことだと思いますし、こども家庭庁がこれからスタートする、一つのキックオフの非常に大事な指針になると思います。そういったものができてくれば、先ほど高祖先生がおっしゃったように、そこにどうやって投資をしていくかといった財源や政策の議論にもつなげていけると思いますので、その最初の一步ということで、これから自由かつ達な非常に幅広い御議論をいただければと思っております。

今後の皆様の御議論に期待いたしまして、簡単ではございますが、主宰者からの挨拶させていただきます。

座ったままで、失礼いたしました。どうぞよろしく願いいたします。

○秋田座長 誠にありがとうございました。

それでは、第1回「就学前のこどもの育ちに係る基本的な指針」に関する有識者懇談会を終了したいと思います。事務局から、次回に向けて、何かございますでしょうか。

○北山参事官 先ほど御紹介しましたとおり、第2回の会議では、論点例にありました1.と2.について、主として御議論いただきたいと考えております。日程については、9月を目途に、事務局で調整の上、御連絡させていただきます。

また、このドッジファイルの参考資料は、お持ち帰りいただいても結構ですけれども、電子ファイルで既に送らせていただいておりますものと同じ内容でございますので、こちらに置いていただければ、次回の会議でもここに置かせていただきますので、そのようにさせていただきますと思います。

以上でございます。

○秋田座長 ありがとうございます。

それでは、本日はこれにて終了といたします。

次回以降も、よろしく願いいたします。

オンラインの委員の方も、本当にどうもありがとうございました。